

経営資源を次世代に引き継ぎたい皆様
・規模拡大等により成長を目指す皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を守り抜くべく

円滑な事業承継・引継ぎ を後押しします

✓ 経営資源集約化税制【新設】

①M&A実施後の**リスクに備える準備金**

②**設備投資減税**、③**雇用確保を促す税制**

の3つの措置をセットで適用し、経営資源の集約化を推進します。

✓ 事業承継・引継ぎ補助金

M&A時の**士業専門家の活用費用**（仲介手数料、デューデリジェンス費用等）、
事業承継後の**新たな取組**（設備投資や販路開拓等）や**廃業に係る費用等**
を補助します。

✓ 事業引継ぎ支援センター事業

全47都道府県に設置された事業引継ぎ支援センターにおいて、
事業者のニーズに対して適切な**相談対応**や**マッチング支援**を行います。

 **詳細は裏面をチェック✓**

現在、こちらの施策をご活用いただけます！

◆ 中小M&Aガイドライン

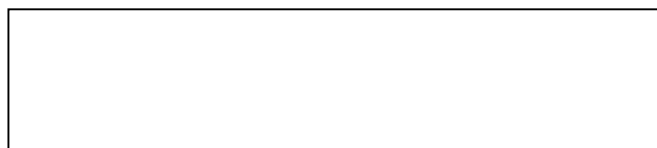
（①M&Aの基本的な事項、②適切なM&Aのための行動指針を提示するもの）

◆ 事業承継税制

（贈与税・相続税の納税が猶予又は免除される制度）

令和2年度3次補正予算案・令和3年度税制改正において措置予定

（上記予算案・税制改正の成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。）



経営資源 集約化 税制

生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の3つの措置をセットで適用し、経営資源の集約化を推進

①準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

②M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除**又は**全額即時償却**。
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除**。
(1.5%以上の引き上げは15%の税額控除)

リスク軽減

設備投資

雇用確保

事業承継 ・引継ぎ 補助金

M&A時の専門家活用を支援【専門家活用型】

<補助対象経費> 専門家の仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等（廃業費用として）廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 経営資源の**譲渡し**を検討している方／着手している方
補助率： **2 / 3** 補助上限額：**400万円** 廃業費用：**200万円**
- 経営資源の**譲受け**を検討している方／着手している方
補助率： **2 / 3** 補助上限額：**400万円** 廃業費用： -

M&Aコスト低減

設備投資等

廃業支援

事業承継・引継ぎ後の新たな取組の支援

<補助対象経費> 事業承継・引継ぎ後の設備投資、販路開拓費用等（廃業費用として）廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 他社の経営資源を引き継いで**創業**した方【**創業支援型**】
補助率： **2 / 3** 補助上限額：**400万円** 廃業費用：**200万円**
- 親族内承継等**で経営者交代をされた方【**経営者交代型**】
補助率： **2 / 3** 補助上限額：**400万円** 廃業費用：**200万円**
- M&A**により経営資源を引き継いだ方【**M&A型**】
補助率： **2 / 3** 補助上限額：**800万円** 廃業費用：**200万円**

事業引継ぎ 支援センター 事業

全国47都道府県の事業引継ぎ支援センターで事業引継ぎを支援

<支援内容>

- 事業引継ぎに関する経営上の**課題抽出と解決に向けたサポート、情報提供**
- 後継者不在企業と引継ぎ希望企業／創業希望者との**マッチング支援**
- 事業引継ぎを行う**金融機関、仲介業者等の登録機関への紹介**
- 専門家派遣**による利用企業へ寄り添った最適な支援

相談・マッチング

<参考> 既存の主な関連施策

◆ 中小M&Aガイドライン（詳細は右のQRコードよりご確認ください）

- M&Aの基本的な事項、
- 適切なM&Aのための行動指針（例、利益相反になり得る仲介において、譲渡側・譲受側の双方から手数料を徴収している等の不利益情報の開示など）等を提示するもの。

◆ 事業承継税制（法人版、個人版）

- 贈与税・相続税の納税が猶予又は免除される制度。
- 適用要件の特例承継計画の提出期限は、法人版が2023年3月31日、個人版が2024年3月31日。



お問合せ先

中小企業庁 事業環境部 財務課
03-3501-5803

経営資源を次世代に引き継ぎたい皆様へ
経営資源の引継ぎを支援される皆様へ

「中小M&Aガイドライン」 をご活用ください

※令和2年3月31日、経済産業省より公表

✓ M&Aには早期判断が重要です

早い時期にM&Aの実施を決断した方が、
売り手・買い手のマッチングの時間を確保でき、
手元に残る譲渡代金も多くなる可能性があります。

✓ 身近な支援機関に相談しましょう

M&Aに当たっては、様々なポイントの検討が必要です。
また、専門的な情報や経験がないと判断を誤るおそれもあります。
まずは身近な支援機関に相談しましょう。

<相談窓口>

事業引継ぎ
支援センター
(M&A全般)



日本弁護士
連合会
(法的助言)

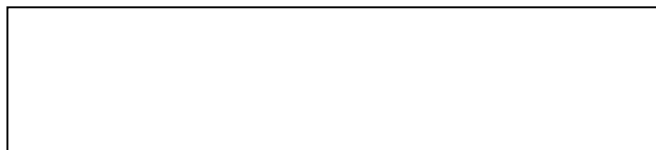


✓ M&Aは事前準備が大切です

引退後のビジョンや希望条件を考えておきましょう。
何を譲れるのか、何を譲れないのか、固めておきましょう。
株式や事業用資産の整理も可能な限り進めていきましょう。



裏面もチェック✓



M&A専門業者などに依頼する際の留意点

(1) マッチングなどを依頼する際

チェック事項

- ① M&Aについて希望する条件を業者に明確に伝えましたか。
- ② 譲り渡し側・譲り受け側の双方から受任する場合（仲介者）と、片方のみから受任する場合の違いを理解しましたか。依頼する業者がどちらか確認しましたか。
※仲介者の場合、通常は双方に手数料を請求します。
- ③ 依頼するのは、具体的にはどのような業務ですか。
- ④ 手数料はどのように算定し、いつ支払いますか。最低手数料はありますか。
- ⑤ 秘密保持の条項はありますか。他の専門家などへの情報共有は可能ですか。
- ⑥ 他業者への依頼を禁じる条項がありますか。セカンド・オピニオンは可能ですか。
- ⑦ 中途解約は可能ですか。契約期間や⑥の条項の有効期間は確認しましたか。
- ⑧ 業者との契約終了後、一定期間内にM&Aを行った場合にも手数料が生じるとする条項はありますか。その期間や、対象となるM&Aは確認しましたか。

(注) 仲介者の場合、構造的に譲り渡し側・譲り受け側の双方の間で、利益相反のおそれが生じますので、特に上記②についてはご注意ください。

(2) M&Aプラットフォームを利用する際

チェック事項

- ① 自社の情報をどの程度まで開示するかを慎重に検討しましたか。
- ② それぞれの特徴を踏まえ、どのプラットフォームを使うべきか検討しましたか。

M&A専門業者の手数料

【手数料の種類と発生するタイミング】

- ①着手金 : 主に契約締結時
- ②月額報酬 : 主に月ごとに定期的・定額
- ③中間金 : 基本合意締結時など案件完了前
- ④成功報酬 : 案件完了時。一般的に算出には右の図（レマン方式）を用います。

基準となる価額 (円)	乗じる割合 (%)
5億円以下の部分	5
5億円超10億円以下の部分	4
10億円超50億円以下の部分	3
50億円超100億円以下の部分	2
100億円超の部分	1

(注) プラットフォームについては、売り手には一切の手数料が発生しないケースが多いです。

【ガイドラインを読む前に！】
中小M&Aハンドブック



中小M&Aガイドライン



お問合せ先

中小企業庁 事業環境部 財務課
03-3501-5803